

学校において予防すべき感染症（学校感染症）

	感染症の種類	出席停止期間
第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリヤ、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症	治癒するまで
第2種感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	健康管理センター所長において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	健康管理センター所長において感染のおそれがないと認められるまで
第3種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症【感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹など】	健康管理センター所長において感染のおそれがないと認められるまで